まべちだより

令和8年
11月
Vol.166

「まべち川環境学習2026」が開催されました

10月18日(日)に、NPO法人水辺の楽校まべち主催による『まべち川環境学習2026』が開催され、関係者含め25名が参加しました。

環境学習では、はじめに馬淵川の環境保護のため、馬淵大堰周辺河川敷の清掃活動を行いました。その後は高瀬川河川事務所へ移動して、NPO法人水辺の楽校まべちに所属する農学博士の山上氏より、「河川敷の『手入れ』が生き物の多様性を守る」について講演をしていただきました。参加者のみなさんは、熱心に聴講されていました。

清掃活動・講演の様子









参加された皆さん
お疲れ様でした！

不法投棄防止合同パトロールを実施しました

河川敷への悪質な不法投棄が後を絶たないため、10月28日(水)に、八戸市、八戸警察署、青森河川国道事務所の関連機関で連携し、馬淵川の不法投棄防止合同パトロールを実施しました。
過去に不法投棄が多数発見された箇所のパトロールをした結果、テレビや自転車などの粗大ゴミは発見されませんでしたが、家庭ゴミは依然として投棄されていました。

今回のパトロール箇所以外でも様々なゴミの不法投棄がされています。
河川敷はゴミ捨て場ではありません。飲食した後のゴミ等は各自で持ち帰りましょう。また、ゴミは各自治体で決められたルールに従って処分してください。
これからも各機関との連携を強化し、不法投棄防止に努めます。



パトロールの様子











ゴミマップを知っていますか？
次のページでは、八戸出張所が管理する馬淵川のゴミマップを紹介します！



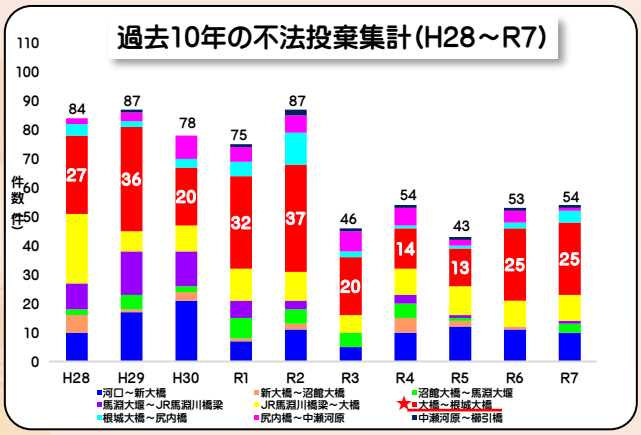
ゴミマップについて

八戸出張所ではゴミの不法投棄防止のため、合同パトロールのほかにも定期的に河川パトロールや河川カメラ等で監視を行っています。不法投棄の現状をみなさんに知っていただくため、八戸出張所が管理する馬淵川のゴミマップをホームページ上で公開しています。ゴミマップは、河川パトロールで発見されたゴミの種類や場所を示した地図のことで、八戸出張所では半期毎に更新をしています。ぜひ一度ご覧いただき、不法投棄問題に関心を持っていただければと思います。

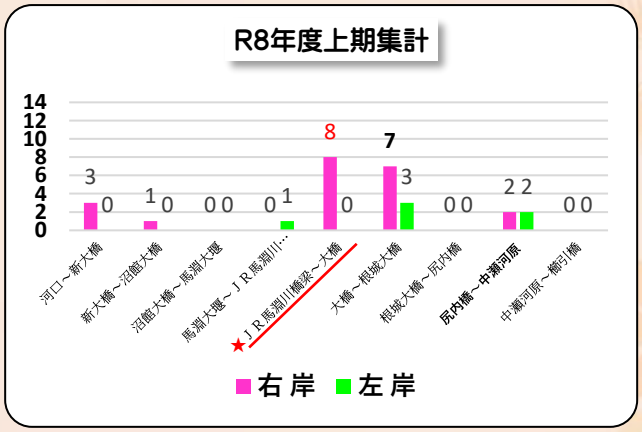
ゴミマップはこちらから

また、下のグラフは八戸出張所が管理する馬淵川（河口～櫛引橋の10km）において発見された不法投棄件数を表したもので、グラフ1の「平成28年度から令和7年度までの10年間」では『大橋～根城大橋』の区間が一番多く、グラフ2の「令和8年度の上期」では『JR馬淵川橋梁～根城大橋』の区間が一番多くなっています。不法投棄や不法投棄行為を見かけたら、八戸出張所までお知らせください。馬淵川の不法投棄撲滅のため、ご協力をお願いいたします。

グラフ1



グラフ2



不法投棄に対する罰則		罰則にあたる事由
河川法	３ヶ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金	河川区域内に土砂・ゴミ・糞尿・動物の死骸等の汚物もしくは廃物を捨てた場合
廃掃法	５年以下の懲役又は１，０００万円以下の罰金（法人の場合は３億円以下の罰金）	廃棄物を『不法投棄』や『野焼き』をした場合



馬淵川は、地域のみなさんが利用しています。
全ての人が気持ちよく利用できるよう、
ルールやマナーを守りましょう。

〒039-1103　青森県八戸市長苗代二丁目5番8号
http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/syutu/hachikawa/
TEL：0178-28-2626
e-mail：thr-721hachikawa@ki.mlit.go.jp
発行者：国土交通省 青森河川国道事務所 八戸出張所

事務所SNSは
こちら→

Instagram　青森河川国道事務所　青森河川国道事務所HP　八戸出張所HP